



平戸市監査公表第 169-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 5 年 12 月 27 日

平戸市監査委員 戸田 幾嘉
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

水道局

病院局〔市民病院〕

病院局〔生月病院〕

第 3 監査の期間

水道局 令和 4 年 8 月 30 日（火）から 31 日（水）まで

病院局〔市民病院〕 令和 4 年 11 月 7 日（月）から 8 日（火）まで

病院局〔生月病院〕 令和 4 年 11 月 9 日（水）から 10 日（木）まで

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：水道局】

区 分	内 容	措 置
指導事項	<p>1 例規の整備について 水道局所管の例規において、下記のとおり、不備な点がみられたので、定期的の確認を行うなど適正な例規整備に努められたい。</p> <p>(1) 平戸市水道事業給水条例の第10条第1項において、給水装置の基準違反に対する措置が規定されており、給水装置の構造及び材質の基準について、水道法施行令を引用しているが、平成31年4月に同施行令が一部改正され、引用条項に条ずれが生じていたものの該当条項の改正がなされていなかった。</p> <p>また、平戸市水道事業施行規程の第4条第1項及び第5条第2項と、平戸市指定給水装置工事事業者規程の第12条第1項及び第14条においても同様であった。</p> <p>(2) 平戸市水道事業管理規程の別表において、公印の名称、書体、寸法、個数用途及び保管者が規定されているが、名称ひな型の項中、一箇所に金融機関名の誤りがみられた。</p>	<p>(1) 令和4年12月19日付で改正手続きを行いました。</p> <p>(2) 当該金融機関合併の際に、改正すべきでありましたが、現在、金融機関の事務処理見直しにより、当公印を用いる事務処理が無くなる見通しであるため、当銀行と協議のうえ、改正を行うこととしています。</p>
指導事項	<p>2 契約事務について</p> <p>水道局では、施設・設備の改修工事をはじめ多くの維持修繕を行っているが、その契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則などの関係例規に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 資産の購入及び設備修繕に際し、数量や修繕項目などが記載された仕様書について、請書に添付されていないものがみられた。</p> <p>(2) 修繕請負契約書（契約金額：1,350,800円）を締結していたが、その際、契約保証金欄の免除条項について、契約金額が50万円以下の修繕等の場合に適用される誤った条項が記載されていた。</p>	<p>(1) 仕様書について、請書に必要な仕様書の作成（添付）を徹底します。</p> <p>(2) 契約保証金の免除条項について、契約の種類及び契約金額に応じた適切な条項とするよう徹底します。</p>

	<p>(3)物品検収調書について、検査欄に「月日」及び「合格数量等」の記入がされていないものや納入日及び検査日と作製日にかい離がみられるものがあった。</p>	<p>(3)物品検収調書について、記載内容に漏れや誤りがないか、また検査日及び作成日において適切に処理するよう徹底します。</p>
<p>意見</p>	<p>1 ダム貯水率のホームページ掲載等について</p> <p>令和4年5月からの少雨により、生月地区を対象とした渇水対策本部が設置されていたが、秋雨前線による降雨に伴い神の川及び桜川ダムの貯水量が回復したため、8月29日をもって同本部を解散している。</p> <p>この間、水道局においては、地区民への周知活動や貯水率のシミュレーションなど各種対策を講じてきているが、貯水率が減少傾向に転じてからの対策もさることながら、平時から市民への水問題に対する危機（問題）意識を醸成することも肝要と思われる。</p> <p>ダム貯水率等については、長崎県のホームページに2週間周期で、平戸市内ダムの合算された貯水率等が掲載されているものの適時更新されていないことや水系ごとの貯水率がわからないことから、市内における地域ごとの貯水率の把握はできない。</p> <p>このことなどから、市ホームページなどの媒体を活用し、市内ダムの貯水率をはじめ、ダムの諸元、渇水時の対策実施体制（給水制限段階・内容等）及び今後の予測などの情報について、定期的に提供されることを検討されたい。</p>	<p>令和5年2月から県に合わせて、市内水道用ダム（8ヶ所）の貯水状況（①満水量、②貯水量、③貯水率）について、定期的に市ホームページに掲載を行っております。</p> <p>他の項目については、情報提供に向けて検討を行います。</p>

定期監査「指摘事項」に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：病院局】

区分	内容	措置
指摘事項	<p>予定価格調書の作成について 平戸市契約規則第23条別表に定める額(委託契約の場合50万円など)を超える契約については、随意契約で行う場合でも、予定価格調書を作成することになっているが、確認を行った令和2年度における100万円以上の委託契約(市民病院：7件、生月病院：5件)において作成がされていなかった。 同規則に基づき適正な事務処理に努められたい。[市民病院・生月病院]</p>	<p>[市民病院・生月病院] 規則に基づき、令和5年度から予定価格調書を作成する事務取扱といたしました。</p>
指導事項	<p>1 契約事務について 病院局では、施設・設備の保守点検や維持修繕を行っているが、その契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則などの関係例規に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1)業務委託や施設修繕にかかる契約について、履行を確認した際に作成されるべき検査調書などが作成されていなかった。[市民病院・生月病院]</p> <p>(2)両病院の宿日直業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、長崎県シルバー人材センター連合会と随意契約(契約額は各病院で年額約700万円前後)を締結している。 上記に該当し、予定価格が平戸市契約規則第23条別表に定める額(委託契約の場合50万円など)を超える契約については、同規則第23条の2第1号及び第2号により、契約内容や相手方等を公表しなければならないが、事前公表(第1号)及び事後公表(第2号)ともに手続きを行っていない。[市民病院・生月病院]</p> <p>(3)市民病院トイレ器具等取替工事は交付金事業として、令和2年度末に院内の各階別に4工事に区分発注され、翌年度に繰り越したもので、平戸市契約規則第23条別表に定める額(工事請負契約の場合130万円)以下であるため随意契約とし、同規則第24条第1項第2号(契約の目的又は性質、その他やむを得ない理由により、契約の相手方が特定されるとき。)の規定を適用して一者見積による契約を行っている。 その結果、4工事が同一事業者、同一工</p>	<p>(1)[市民病院・生月病院] 令和5年度から業務委託や施設修繕の履行を確認した際には検査調書等を作成するものといたしました。</p> <p>(2)[市民病院・生月病院] 令和5年度分から事前公表及び事後公表を行っております。</p> <p>(3)[市民病院] 今後の随意契約工事等については、平戸市契約規則に則して、二者以上の事業者から見積書を徴取するものとします。</p>

	<p>期で、各々の工事請負費が 130 万円以内となっている。</p> <p>しかしながら、本工事はトイレの器具や便器の取替工事であることから、同規則第 24 条第 1 項第 2 号に該当するとは考えられず、これでは他の事業者の本工事への参入を妨げるものであり、二者以上の事業者から見積書を徴取する必要があった。[市民病院]</p> <p>(4) 病院内の施設及び設備の故障に伴う修繕執行伺の中で、「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定による下記一者の随意契約とする。」との記載が散見されたが、同項各号は随意契約ができる事項を列挙しているもので、一者見積ができる事項とはなっていない。</p> <p>一者見積は、平戸市契約規則第 24 条第 1 項第 1 号（1 件の予定価格が 5 万円(修繕にかかるものにあつては、10 万円)以下のもの。)及び第 2 号（契約の目的又は性質、その他やむを得ない理由により、契約の相手方が特定されるとき。）の規定に合致した場合のみ適用できるもので、それ以外の場合は、2 者以上から見積書を徴取する必要がある。[生月病院]</p> <p>(5) 20 万円を超える修繕にかかる随意契約価格等決定伺の中で、「平戸市契約規則第 30 条第 1 項第 2 号（随意契約で市長が特に契約書を作成する必要がないと認めたとき。）の規定により契約書を省略するものとする。」との記載がみられた。</p> <p>この省略規定は、市長特認事項で、これを適用する場合は明確な根拠及び理由が必要であり、根拠等がない場合は、同条の規定により契約書を省略することはできない。[生月病院]</p>	<p>(4) [生月病院] 必要な見積書を徴取する等適正な事務処理に努めます。</p> <p>(5) [生月病院] 適正な事務処理に努めます。</p>
<p>指導事項</p>	<p>2 被服貸与原簿の整備について</p> <p>平戸市立病院職員被服貸与規程の第 9 条において、被服貸与原簿（様式第 2 号）を備え付けるように規定されているが、令和 3 年 3 月に購入したナースシューズ（90 足）について、被服貸与原簿に記載されていなかった。[市民病院]</p>	<p>[市民病院] 即時、被服貸与原簿に記載するものとします。</p>
<p>指導事項</p>	<p>3 病院ネットワーク事業のセキュリティ対策について</p> <p>(1) 本事業は、病院事業の根幹をなす医療業務を支える IT 事業であるが、昨今、国内において外部からの病院業務への妨害行為が発生しており、セキュリティ対策は重要な課題となっている。</p> <p>病院局では、平戸市病院事業情報セキュ</p>	<p>(1) [市民病院・生月病院] 国の示す「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に則してセキュリティ対策を推進します。</p>

	<p>リティ基本規程が整備され、情報セキュリティ基本方針及び対策基準に関し必要な事項は、平戸市情報セキュリティ基本方針及び平戸市情報セキュリティ対策基準の例によるとしているものの現状では、業者による必要時の保守業務だけであり、病院局としてのセキュリティ対策の体制が整っていない。早急に体制を構築されたい。</p> <p>(2) 平戸市情報セキュリティ対策基準第12条に基づく平戸市物理的セキュリティ対策基準において、サーバー等が設置されている電算室は、「地下又は1階に設けてはならない。また、外部からの侵入が容易にできないように無窓の外壁にしなければならない。」と規定されている。</p> <p>生月病院では、3階に電算室を設置しているが、外部とは有窓になっており、台風等による破損で風雨が入り込み電算機器が機能不全になる可能性があるため、必要な対策を講じられたい。[生月病院]</p>	<p>(2) [市民病院]</p> <p>1階であっても外部からの侵入対策等を講じれば設置は可能なことを総務課に確認しましたので、その対策を推進します。</p> <p>[生月病院]</p> <p>台風等による窓破損対策を検討します。</p>
意見	<p>1 生月病院の施設整備について</p> <p>(1) 1階屋上排水管修繕工事としてパラペットを削孔し、排水管を取り付けた後に、緊急的な修繕が必要との判断で、同業者において同じ場所に屋上防水工事を施工しているが、排水管から排出されない雨水が屋根に溜まった状態が見られた。施工後の状態を再度確認し、必要に応じて改善されたい。[生月病院]</p> <p>(2) 事務室待合室棟のスレート葺き屋根が経年劣化により、かなりの面積で剥離している。数年前には雨漏りが発生し、一部応急修理されたが、他の部分が剥離し強風により飛散しており二次被害の恐れもある。また、玄関ポーチのパラペットも固定器具の腐食によりロープで固定している状態であり、いずれも病院運営に支障をきたす前に早急な修繕を図られたい。[生月病院]</p>	<p>(措置内容)</p> <p>(1) [生月病院]</p> <p>改善を図るように修繕を実施します。</p> <p>(2) [生月病院]</p> <p>事務室待合室棟のスレート葺き屋根・玄関ポーチについて、修繕します。</p>
意見	<p>2 医療器械の共同購入について</p> <p>医療器械等の購入について、両病院の協議のもと病院ネットワーク事業などの共通業務やX線撮影装置など的高額医療器械においては、共同購入の実績があるが、多くの医療器械は各病院の選択による単独購入となっている。</p> <p>今後の持続ある病院経営に向けて、両病院間の協議を深めるためにも医療器械購入委員会（仮称）等を設置し、共同購入を行うことで機種統一による人員配置の円滑化や購入費用の低減化などの推進を図られたい。[市民病院・生月病院]</p>	<p>[市民病院・生月病院]</p> <p>医療器械の効率的な運用のため実施計画提出時における調整会議を実施しました。予算の要求についても、共同購入や機種統一化などの調整会議を実施し、効果的な運営を推進します。</p>

